

○福井市空き工場等活用助成金交付要綱

平成22年7月30日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における企業の育成と企業の立地を促進するため、市内の工場等の再利用を行う企業に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付について、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、福井市企業立地促進条例（平成28年条例第13号）及び福井市企業立地促進条例施行規則（平成28年規則第33号）の例によるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 空き工場等 市に事前に登録された、現に使用されていない又は現に使用している者の退去が確実な工場等のうち、次のア、イのいずれかに該当するものをいう。

ア 延べ床面積が500平方メートル以上の工場等。ただし、建物の状態や周辺環境が良好であるなど、再利用により、本市における企業の育成や立地の促進に資すると認められる工場等については、450平方メートル以上とする。

イ 福井市中央工業団地内に建設された工場等

(2) 再利用 1ヶ月以上登録されている空き工場等を新たに取得し、又は賃借して操業することをいう。

(3) 地域資源活用型産業 次の各号のいずれかに該当する産業をいう。ただし、店舗等での物品の販売又はサービスの提供を主たる業務とするものを除く。

ア 福井県の地域ブランドを活用した産業

イ 福井県の伝統工芸品等を活用した産業

ウ 福井県の農産物又は食料加工品を活用した産業

(対象者)

第3条 この要綱による助成（以下「助成」という。）の対象者は、次に掲げる要件を満たし、かつ、空き工場等の再利用を行うことにより事業規模を拡大し、市内の工業の振興に資すると市長が認めて指定した企業とする。

- (1) 製造業、基幹産業、成長産業、物流関連産業及び地域資源活用型産業に該当する事業を営む企業又は研究開発施設若しくは本社機能施設として空き工場を活用する企業
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 事業に必要な許可等を取得(見込みを含む。)していること。
(指定の申請)

第4条 助成を受けようとする企業は、空き工場等を建て替える場合（建替え後の延べ床面積が建替え前の延べ床面積を上回る場合に限る。）にあっては立地に係る工事着工前に、空き工場の建替え以外の場合にあっては立地に係る空き工場等の取得又は賃貸借に関する契約の締結前に、空き工場等再利用指定申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の登記事項証明書（個人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し）
- (2) 定款又は規約
- (3) 事業概要書
- (4) 建設工事等計画書（建設工事等を実施する場合に限る。）
- (5) 空き工場等の修繕にかかる見積書（空き工場等の修繕を実施する場合に限る。）
- (6) 公害防止に関する計画書
- (7) 国税、都道府県税及び市区町村税の納付を証明する書類（都道府県税及び市区町村税については、本社が所在する都道府県及び市区町村に係るもの）
- (8) 市税に関する情報の照会についての同意書
- (9) 確認書
- (10) その他市長が必要と認める書類
(指定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは指定の決定をし、空き工場等再利用指定通知書(様式第2号。以下「指定通知書」という。)により、当該申請をした企業に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の指定に条件を付することができる。
(指定内容の変更等)

第6条 前条の指定を受けた企業(以下「指定企業」という。)は、空き工場等再利用指定申請書及びその添付書類に記載された事項について変更があるときは、あらかじめ、空き工場等再利用指定内容変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承

認を受けなければならない。ただし、当該変更が軽微なものであるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の空き工場等再利用指定内容変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、空き工場等再利用指定内容変更承認書(様式第4号)により、当該申請をした企業に通知するものとする。

(助成金の額等)

第7条 空き工場等の取得の場合の助成対象経費は、次に掲げるものとする。ただし、直系血族間、同一の資本若しくは同一系列の法人間の取引によるもの又は法人代表者と法人との取引により取得されるものは助成対象経費から除く。また、消費税及び地方消費税相当額は助成対象経費から除く。

(1) 土地 売買契約額

(2) 家屋 地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第12号に規定する家屋課税台帳に登録された家屋(取得した日の属する年の翌年の4月1日が属する年度のものに限る。)に係る評価額又は売買契約額のいずれか低い額

(3) 修繕料 空き工場等の修繕に要する経費(空き工場等本体の改修工事費及び建物と不可分の附帯設備の工事費並びに同一年度にこれらの工事費と一体となった設計監理委託費であり、かつ、第5条の指定の決定を受けた日以降に着工し、第10条の操業を開始した日までに完了している工事に限る。)

- 2 空き工場等の取得の場合の助成金の額は、予算の範囲内において、前項に掲げる助成対象経費の総額に0.1を乗じて得た額とする。

- 3 空き工場等の賃借の場合の助成金の額及び助成の期間は、次のとおりとする。この場合において、空き工場等の賃借料は、近傍時価水準の適切な額であることとし、消費税相当額、地方消費税相当額、敷金、礼金、保証金及び仲介手数料は助成対象経費から除くものとする。また、直系血族間、同一の資本若しくは同一系列の法人間の取引によるもの又は法人代表者と法人との取引により取得されるものは助成対象経費から除く。

助成金の額	助成の期間
賃借料の2分の1以内(限度額 月額20万円)。	第10条の操業を開始した日の属する月の翌月の初日から、36月を経過する日の属する月までを限度とする。

4 市内に工場等を有する企業が、空き工場等を取得又は賃借して移設を行う場合は、移設前の工場等に比して延べ床面積が増加する場合に限り、助成の対象とする。

5 指定企業に交付する助成金の総額は、1の指定を受けた事業につき、1,000万円を超えないものとする。

6 第1項及び第3項の助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(契約締結届)

第8条 指定企業は、空き工場等を取得又は賃借したときは、売買契約書及又は賃貸借契約書及び領収書の写しを添えて、契約締結届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(工事着工届)

第9条 指定企業は、空き工場等を建て替える場合において、建設工事に着工したときは、建設工事着工届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(操業開始届)

第10条 指定企業は、土地又は建物の取得後の3年以内又は賃借後の1年以内に操業を開始し、当該操業を開始した日から15日以内に空き工場等操業開始(再開)届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付の申請)

第11条 空き工場等を取得した指定企業は、助成金の交付を受けようとするときは、操業の開始後1年を経過した日以後3月以内に、次に掲げる書類及び指定通知書の写しを添えて、空き工場等再利用助成金交付申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(1) 売買契約書及び領収書の写し

(2) 土地及び建物の登記事項証明書

(3) 家屋課税台帳に記載された評価額を証明する書類

(4) 修繕料の支払いに要した金額を証明する領収書又はその写し

(5) 国税、都道府県税及び市区町村税の納付を証明する書類(都道府県税及び市区町村税については、本社が所在する都道府県及び市区町村に係るもの)

(6) 申請時の直近の決算書及び財務諸表の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

2 空き工場等を賃借した指定企業は、初年度の交付申請にあつては、操業の開始後1年を経過した日以後3ヶ月以内に、2年目の交付申請にあつては、操業の開始後

2年を経過した日以後3ヶ月以内に、3年目の交付申請にあつては、操業の開始後3年を経過した日以後3ヶ月以内に、次に掲げる書類及び指定通知書の写しを添えて、空き工場等再利用助成金交付申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 賃貸借契約書及び領収書の写し
- (2) 賃借料の支払いに要した金額を証明する書類
- (3) 国税、都道府県税及び市区町村税の納付を証明する書類(都道府県税及び市区町村税については、本社が所在する都道府県及び市区町村に係るもの)
- (4) 申請時の直近の決算書及び財務諸表の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付の決定及び額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付の決定及び額の確定をし、空き工場等再利用助成金交付決定兼交付額の確定通知書(様式第9号)により、指定企業に通知するものとする。

(交付の条件)

第13条 市長は、前条の交付の決定及び額の確定をする場合には、次に掲げる事項を条件として付するものとする。

- (1) 操業の開始後は、操業を開始した日から起算して5年以上操業を継続すること。
- (2) 指定企業は、助成金に係る経理についてその収支の事実を明確にした書類を整理し、かつ、当該書類を助成金が交付された会計年度の終了後5年間保存しなければならないこと。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(交付の請求)

第14条 第12条の規定による通知を受けた指定企業は、当該通知を受けた日から15日以内に、空き工場等再利用助成金交付請求書(様式第10号)により、市長に対し助成金の交付を請求しなければならない。

(助成金の支払)

第15条 市長は、前条に規定する請求書の提出を受けたときは、助成金を交付するものとする。

(助成措置の承継)

第16条 指定企業に相続、営業の譲渡、合併及び分割が生じた場合において、指定企業の地位の承継を受けた企業は、空き工場等再利用指定承継届出書(様式第11号)により、市長に届け出なければならない。この場合において、指定企業に係る助成措置は、その承継人に対して行うものとする。

(指定事業の休止等)

第17条 指定企業は、交付を受けた助成金に係る空き工場等の事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、速やかに空き工場等再利用事業休止(廃止)届出書(様式第12号)により、市長に届け出なければならない。

2 前項の規定に基づき、空き工場等再利用事業の休止の届出を行った企業が、その事業を再開したときは、速やかに空き工場等操業開始(再開)届(様式第7号)により、市長に届け出なければならない。

(指定の取消し)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の指定を取り消すことができる。

(1) 指定企業が事業を廃止し、又は休止したとき。

(2) 指定企業が第5条の指定を受けてから助成金の交付の決定を受けるまでの間に第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 前条の規定による届出の義務を怠ったとき。

(4) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、次に掲げる行為があった場合は、助成措置を受けた企業に対して、その指定を取り消し、助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽の申請により、助成金の交付を受けたとき。

(2) 災害、倒産その他市長がやむを得ない理由があると認める場合を除き、操業の開始の日から起算して5年を経過する日までに事業を中止し、又は廃止したとき。

(3) 助成金の交付の日から、操業の開始の日から起算して5年を経過する日までの間に第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(4) その他市長が適当でないと認めるとき。

(報告又は調査)

第19条 市長は、奨励措置の実施に関し必要があると認めるときは、指定を受けようとする者及び指定企業に対し、報告及び必要な書類の提出を求め、又は当該職員に実地の調査をさせることができる。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに指定を受けたものについては、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成31年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の規定に基づき指定を受けている者又は指定の申請を行っている者に対する奨励措置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の規定に基づき指定を受けている者又は指定の申請を行っている者に対する奨励措置については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和7年3月31日から施行する。